

第 3 3 号議案参考資料

議 案 名

専決処分の承認を求めることについて
(桶川市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対し傷病手当金を支給するため、緊急に桶川市国民健康保険条例を改正する必要性が生じ、令和 2 年 5 月 1 日に桶川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした期間に対する傷病手当金の支給について規定する。
(附則第 3 項関係)
- (2) 傷病手当金の支給額の計算方法について規定する。
(附則第 4 項関係)
- (3) 傷病手当金の支給期間について規定する。 (附則第 5 項関係)
- (4) 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者のうち、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対する傷病手当金の支給要件について規定する。 (附則第 6 項関係)
- (5) 附則第 6 項に規定する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、給与等の全部又は一部を受けることができなかった者に対する傷病手当金の支給要件について規定する。 (附則第 7 項関係)

(6) 附則第7項の規定により市が支給した額を事業主から徴収すること
について規定する。 (附則第8項関係)

3 施行期日

公布の日（令和2年5月1日）

4 例規集

第2巻 2, 101ページ